

消費税率引き上げに伴い料金への転嫁が必要な理由

【共通】

- ・消費税率引き上げ分を料金に転嫁しなかった場合、収支見通しの悪化と内部留保資金の減少により、経営状況が悪化する。
- ・資産維持のため巨額の投資が必要な状況にあるが、人口減少基調にあつて今後の収益の増加は見込めないことから、消費税率引き上げ分を料金に転嫁する必要がある。

【水道事業】

- ・管路の総延長が 1,557 km に上る中、耐震化率は平成 29 年度で 34.6% と低い状況にあり、今後更に高めていくため建設投資が増高する。
- ・平成 28 年度末に市内 25 の簡易水道を上水道に統合した。

簡易水道の[※]高料金対策繰出金（平成 29 年度実績：約 2 億 3 千万円）は、統合後 5 年間（平成 29 年度～平成 33 年度）現状の水準が維持され、その後毎年度 2 割程度ずつ削減され、平成 39 年度からは無くなる。

旧簡易水道の施設設備の更新に対する国庫補助メニューが無くなり、今後発生する更新費用を単費で賄う必要がある。

【下水道事業】

- ・昭和 60 年代から平成 10 年代において集中的に整備を行ったため、管渠の更新需要が平成 40 年度以降ピークを迎えることとなり、そこに向けて一定の資金を確保する必要がある。
- ・国の財政制度等審議会において、受益者負担の観点から、下水道施設の改築更新の国庫補助を廃止する議論が行われており、今後の国庫補助制度が不透明な状況にある。

※高料金対策繰出金

料金が著しく高く、総務省の定める基準以上の水道事業等に対し、財政上の支援措置を講じ、公共サービスとしての水道料金の格差の是正に資する制度